

久留米競輪場再整備に係る基本設計・実施設計業務委託 公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「久留米競輪場再整備に係る基本設計・実施設計業務委託」について契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 久留米競輪場再整備に係る基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 別紙「久留米競輪場再整備に係る基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

3. 提案上限額

提案額の上限は550,440,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

（令和7・8年度予算については、債務負担行為を設定済み。）

なお、業務委託料は業務実績に応じた年度毎の支払いとし、詳細は契約後に協議すること。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

| 内容 | 実施期間又は期日 |
|-------------|---------------------|
| 公募開始 | 令和6年11月15日（金曜日） |
| 質問書の提出期限 | 令和6年11月22日（金曜日）正午まで |
| 質問書に対する回答期限 | 令和6年11月29日（金曜日） |
| 提出書類の受付期間 | 令和7年1月17日（金曜日）正午まで |
| 資格審査の結果通知 | 令和7年1月24日（金曜日）【予定】 |
| プレゼンテーション | 令和7年1月31日（金曜日）【予定】 |
| 候補者選定の審議 | 令和7年2月上旬【予定】 |
| 審査結果通知書の送付 | 令和7年2月中旬【予定】 |
| 契約締結 | 令和7年2月下旬【予定】 |

※上記スケジュールは、市の都合により変更する場合がある。

6. 参加者の資格要件

(1) 本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、技術提案書の提出締め切り時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 久留米市から指名停止措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）の滞納がないこと。
- ④ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税の滞納がないこと。
 - ・久留米市内…県税及び市税
 - ・久留米市外の福岡県内…県税
- ⑤ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつて、その役員が暴力団員でないこと。
- ⑧ 提案を行う者は、法人格を有すること。
- ⑨ 平成26年度以降に同種又は類似業務を完了させた実績があること。
 - 同種業務…公営競技（競輪・中央競馬・地方競馬・競艇・オートレース）施設の新築・改修事業において、E C I方式で実施された事業の設計業務
 - 類似業務…公営競技施設以外の公共施設の新築・改修事業において、E C I方式で実施された事業の設計業務
- ⑩ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- ⑪ 技術提案書を提出する時点でZ E Bプランナー 登録を完了していること。

(2) 配置技術者の資格及び実績要件

- ① 管理技術者
参加者と3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士の資格を有する者で、公営競技（競輪・中央競馬・地方競馬・競艇・オートレース）施設の新築・改修事業における設計業務、又は公共施設のE C I方式で実施された新築・改修事業における設計業務に携わった実績があること。
- ② 各分野の主任担当者
 - ア 建築（総合）
一級建築士の資格を有する者で公共施設の新築・改修事業における、設計業務に携わった実績があること。
 - イ 建築（構造）
一級建築士、又は構造設計一級建築士の資格を有する者で公共施設の新築・改修事業における、設計業務に携わった実績があること。

ウ 電気設備

一級建築士、設備設計一級建築士、又は、建築設備士の資格を有する者で公共施設の
新築・改修事業における、設計業務に携わった実績があること。

エ 機械設備（給排水衛生・空調）

一級建築士、設備設計一級建築士、又は、建築設備士の資格を有する者で公共施設の
新築・改修事業における、設計業務に携わった実績があること。

③ 兼務

管理技術者が建築（総合）主任担当者を兼務することを認める。

（3）再委託について

- ① 受託者は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者へ委託してはならない。ただし、
本業務の一部を書面により、あらかじめ久留米市へ届出を行い、承諾を得た場合はこの限り
ではない。
- ② 受託者は、久留米市の上記承諾を得て本業務の一部を第三者に委託したときは、本要項及び
仕様書に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

（4）参加に対する制限

本業務の受託者（再委託を含む）及びその関連企業（会社法（平成17年度法律第86号）第2
条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は、
一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者）は別途発注予定である（仮称）久留米競輪場
再整備に係る施工の請負者となることはできない。

（5）参加資格の確認

久留米市競争入札参加資格有資格者名簿（以下「名簿」という。）に未登録の者にあつては、次
に掲げる書類を提出し、上記（1）・（2）の要件に該当することを確認した上で当該プロポーザル
に参加できるものとする。

- ① 役員等調書及び照会承諾書（様式4）
- ② 会社・法人の登記事項全部証明書
- ③ 納税（滞納なし）証明書（国税・県税・市税）（下記参照）

申請者区分に従って○がついている証明書を提出すること。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

| 申請者区分 | | | 税区分 | 税目 | 証明書 発行所 | 提出書類 |
|------------|------------|----|-------|----------------------------|-------------|----------------------------|
| 市外 (県外) | 市外 (県内) | 市内 | | | | |
| ○ | ○ | ○ | 国税 | 法人税、所得税、消費税 及び地方消費税 | 所轄税務署 | 国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3) |
| - | ○ | ○ | 福岡県税 | 法人事業税、個人事業税 | 福岡 県税事務所 | 福岡県税に未納がない証明 |
| - | - | ○ | 久留米市税 | 法人市民税、市県民税、 固定資産税、軽自動車税 | 久留米市 | 久留米市税に滞納がない証明 |

(例1：久留米市内の法人の場合…「国税」「福岡県税」「久留米市税」の証明書を提出)

(例2：県外の法人の場合…「国税」の証明書を提出)

7. 関係資料

本要項、仕様書等の提供については、次のとおりとする。

(1) 提供方法

- ① 久留米市若しくは久留米競輪ホームページよりダウンロード
- ② 「17. 問い合わせ先」の担当課で平日の9時から17時まで配布
配布期間は令和7年1月16日（木曜日）まで

8. 質疑・応答

(1) 質問方法

本要項及び仕様書に関する質問は、質問書（様式8）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」宛てに送信し、着信確認の電話連絡を行うこと。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問書の提出期限以降の質問は受け付けない。

※電子メールの件名は、必ず「公募型プロポーザル質問書」を先頭に入力すること。

(2) 質問書の提出期限 令和6年11月22日（金曜日）正午まで（必着）

※着信確認の電話受付時間…平日の9時～17時

(3) 回答方法

令和6年11月29日（金曜日）までに、質問書に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。但し、本プロポーザル方式による候補者選定に公平性を保つことができないような質問には回答しない。

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

| 提出書類 | 部数 |
|------------------------------|---------------------------------|
| ①参加申込書等の提出書類 | |
| ア 参加申込書（様式1） | 1部 |
| イ 参加資格に係る申立書（様式2） | 1部 |
| ウ 委任状（様式3） | 1部 ※支店等に参加手続き等の委任を行う場合 |
| エ 役員等調書及び照会承諾書（様式4） | 1部 ※名簿未登録の場合 |
| オ 会社・法人の登記事項全部証明書 | 1部 ※名簿未登録の場合 |
| カ 納税（滞納なし）証明書（国税、県税、市税） | 各1部 ※名簿未登録の場合 |
| キ 同種業務実績表（様式5-①） | 1部 |
| ク 類似業務実績表（様式5-②） | 1部 |
| ケ ZEB関連業務実績表（様式5-③） | 1部 |
| コ 業務実績を確認できるもの（契約書の写し等） | 1部 |
| ②技術提案書等の提出書類 | |
| ア 技術提案書提出書（様式6） | 1部 |
| イ 技術提案書（任意様式） | 8部（正本1部・副本7部） ※副本に会社名は入れないこと |
| ウ 業務実施体制書（様式7） | 1部 |
| エ 資格・実績を確認できるもの（資格証・契約書の写し等） | 1部 |
| オ 見積書（任意様式、押印不要） | 1部 |

(2) 提出期限

令和7年1月17日（金曜日）正午まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

- ① 持参の場合 …久留米競輪場受付事務所（別紙「受付事務所案内」参照）
- ② 郵送の場合 …「17. 問い合わせ先」に記載する住所及び担当宛て

10. 技術提案書等について

技術提案提出書（様式6）に技術提案書（任意様式）、業務実施体制書（様式7）、資格・実績を確認できるもの（資格証・契約書の写し等）、見積書（任意様式、押印不要）を添付のうえ、提出すること。なお、技術提案書の作成要領は以下のとおり。

（1）様式等の形式

- ① 表紙 「久留米競輪場再整備に係る基本設計・実施設計業務委託」と記載。
- ② 様式 日本工業規格A3版横書き短辺綴じ・片面印刷でページ番号を付すこと。
(印刷の色は問わない。)
- ③ 文字 フォントサイズ10ポイント以上・横書き
- ④ 提出部数
技術提案書8部（正本1部、副本7部）。
※副本7部は会社名が判るような記載は一切行わないこと。
※提案書（副本）の電子データをCD-Rに格納し、1枚提出すること。
- ⑤ 制限枚数 表紙を除き、3ページとすること。

（2）技術提案を求める項目

仕様書の業務内容に基づき、概ね以下の内容を示す。

○業務実施方針

- ・競輪場を本場開催・場外発売を継続しながらECI方式で再整備するという当事業の性質を踏まえ、その業務推進体制について提案すること。また、工事ステップ、ECI方式でのコスト・スケジュールの管理手法についても提案すること。

○施設の配置計画

- ・競輪場は様々な属性の人達の入場が見込まれるが、効率的な運営の視点から施設配置について提案すること。また、良好なコスト管理の視点からも施設配置について提案すること。

○その他

- ・緑豊かな自然環境や景観などの現状を踏まえ、多様な来場者も楽しめる施設となるよう当事業の対象エリア及び外部との接続部分におけるソフト面・ハード面において提案すること。

（3）技術提案書の構成

図面を基本とした構成は不可とする。但し文章を補完するために、イメージ図や図面等を使用しても差し支えない。なお、イメージ図や図面等の補完的説明については、10ポイント未満のフォントサイズを認める。

（4）留意事項

- ① 見積書は提案する実施項目の費用が分かるように内訳、根拠（工数等）を記載すること。
- ② 技術提案書に記載する提案内容は、実施可能なものとする。

11. 審査方法

技術提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）が審査する。

(1) 評価項目、評価基準及び配点は次の通りとする。

| 評価項目 | | 評価基準 | | 配点 | | |
|-------------|--|---|---------------|---------------|-----|-----|
| 参加者・配置技術者実績 | 参加者 (会社) | 同種及び類似業務完了実績（最大3件） | | 6 | 10点 | |
| | | ZEB認証実績（1件） | | 4 | | |
| | 配置 技術者 (担当者) | 管理技術者 | | 設計業務の実績（最大3件） | 3 | 15点 |
| | | 主任 担当者 | 建築（総合） | 設計業務の実績（最大3件） | 3 | |
| | | | 建築（構造） | 設計業務の実績（最大3件） | 3 | |
| 電気設備 | 設計業務の実績（最大3件） | | 3 | | | |
| | | 機械設備 | 設計業務の実績（最大3件） | 3 | | |
| | | 小計 | | 25 | | |
| 評価項目 | | 評価基準（キーワード） | | 配点 | | |
| 技術提案書 | 業務 実施方針 | ・これまでに携わった公営競技施設の設計実績や公共施設においてECI方式で実施された事業の設計実績を踏まえた万全な業務推進体制となっているか。 | | 15 | 35点 | |
| | | ・本場開催、場外発売を継続しながら実施する工事ステップについて、的確な考察に基づいた提案になっているか。 | | 5 | | |
| | | ・ECI方式での事業展開を見越して、的確なコスト・スケジュールの管理手法に関する提案になっているか。 | | 15 | | |
| | 施設の 配置計画 | ・①来場客 ②本場開催の参加選手、地元選手 ③関係者（各種委託業者、競技実施法人等、市職員）等の入場が想定されるが、競輪場の効率的な運営を考慮した施設配置に関する提案になっているか。 | | 5 | 10点 | |
| | | ・再整備に係るイニシャルコスト、再整備後の運営に係るランニングコストを考慮した施設配置に関する提案になっているか。 | | 5 | | |
| その他 | ・緑豊かな自然環境や景観などの現状を踏まえ、多様な来場者も楽しめる施設となるよう当事業の対象エリア及び外部との接続部分におけるソフト面・ハード面に関する提案となっているか。 | | 15 | 15点 | | |
| | | 小計 | | 60 | | |
| 説明・調整能力 | ・プレゼンテーションを通じて基本設計・実施設計業務を担うために必要な説明・調整能力を有しているか。 | | 10 | 10点 | | |
| 価格 | | | 5点 | | | |
| | | 合計 | | 100点 | | |

① 参加者の評価項目

- ア 参加者の同種又は類似業務を完了させた実績の最大3件までを評価対象とし、1件あたりの点数は次のとおりとする。

| | 同種業務 | 類似業務 |
|----|--------|--------|
| 点数 | 2.0点/件 | 1.6点/件 |

イ ZEB認証の実績

日本国内にて、延べ面積が10,000㎡以上の建物に関する設計業務（新築に限る。）で、BELS評価書の写しにて、当該建物のZEBランクの証明ができるものを対象とする。発注者の種別、建物用途は問わない。

1件のみを評価対象とし、点数は次のとおりとする。

| ZEBランク | ZEB | Nearly ZEB | ZEB Ready | ZEB Oriented |
|--------|-----|------------|-----------|--------------|
| 点数 | 4点 | 3点 | 2点 | 1点 |

② 配置技術者の評価項目

ア 管理技術者の設計業務実績

公営競技（競輪・中央競馬・地方競馬・競艇・オートレース）施設の新築・改修事業における設計業務、又は公共施設のECI方式で実施された新築・改修事業の設計業務に携わった実績を3件まで評価する。評価対象業務と点数は以下のとおりとする。

| 設計業務の実績 | 公営競技施設のECI方式 | 公営競技施設 | 公共施設のECI方式 |
|---------|--------------|--------|------------|
| 点数 | 1.0点/件 | 0.8点/件 | 0.8点/件 |

イ 各分野の主任担当者の設計業務実績

公共施設の新築・改修事業における、設計業務に携わった実績を3件まで評価する。評価対象業務と点数は以下のとおりとする。

| 設計業務の実績 | 公共施設 |
|---------|--------|
| 点数 | 1.0点/件 |

- ③ 技術提案書、説明・調整能力の評価・採点方法
 技術提案書の内容について審査委員会が評価を行う。
 技術提案書の各評価項目の配点に次の比率を乗じた点数をもって採点する。

| 評価 | 評価比率 |
|------------|------|
| A：極めて優れている | 1.0 |
| B：優れている | 0.7 |
| C：可 | 0.4 |
| D：不十分 | 0.0 |

- ④ 価格評価
 価格評価式＝（全提案者の見積金額のうち最低価格／当該提案者の見積金額）×5点
 ※上記計算式で算出された値の小数第2位以下を切り捨てた値を評価値とする。

(2) プレゼンテーションについて

- ① 実施日
 令和7年1月31日（金曜日）【予定】
 具体的な日時は、技術提案書を提出した者に対して別途通知する。
- ② 実施場所
 技術提案書を提出した者に対して別途通知する。
- ③ 説明時間 30分以内
- ④ 質疑応答 20分程度
- ⑤ 参加人数 制限なし
- ⑥ 留意事項
- ア プレゼンテーションは、提出した技術提案書を用いて行うこと。追加資料の配布及び使用は認めない。なお、技術提案書記載の内容以外の説明は行わないこと。
- イ プレゼンテーションを行う順番は、参加申込の順番とする。
- ウ パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。（機械等の詳細は後日通知する）パソコンは提案者が用意すること。
- エ プレゼンテーションにおいて、会社名が判るような口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

12. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を候補者とする。総合点が同じ場合は見積書における価格が最も安価な者を候補者として選定する。なお、プロポーザル参加者が1社のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準（価格を除く総合点の60%以上）に達しない場合は、候補者として選定しない。また、選定された候補者が契約を締結しない場合には、当該候補者から辞退届を徴するとともに、次順位者を候補者として交渉することとする。

- (2) 候補者選定の公正を期すために、技術提案書における審査及び候補者選定までは、業者名をアルファベット（A社、B社、C社など）により表記することとする。また、その割振りについては競輪事業課にて決定することとし、決定内容については候補者選定まで封入して、競輪事業課にて保管するものとする。

13. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年2月中旬【予定】
- (3) 審査結果は後日、本市ホームページ上で公表する。

14. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格・実績要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- (3) 本要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 見積書の金額が設定された本業務に係る提案上限額を超過した場合

15. 情報公開及び提供

市は提出された技術提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正かつ適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については契約締結後の開示とする。

16. その他

- (1) 参加辞退の場合
書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（任意様式）を「17. 問い合わせ先」に提出すること。
- (2) 提出書類及び費用
 - ① 技術提案書の提出は、1社につき1案とする。
 - ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
 - ③ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
 - ④ 本プロポーザルにかかる書類及び提出費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない

(3) 著作権等の権利

技術提案書等の著作権は、当該技術提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した技術提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 契約

候補者を選定した後、技術提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の「久留米競輪場再整備に係る基本設計・実施設計業務委託特記仕様書」を修正後、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結する。

なお、契約過程において、候補者が失格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と交渉を行う。

(5) 異議申立

提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

17. 問い合わせ先

〒839-0862 福岡県久留米市野中町2番地

久留米市 商工観光労働部 競輪事業課

担当：和間・山中

電話：0942-43-3996

FAX：0942-43-0840

メールアドレス：jigyoka@city.kurume.lg.jp

別紙 受付事務所案内 (〒839-0862 福岡県久留米市野中町2番地)

